

がれきが大量に残る町並みに黙礼される天皇、皇后両陛下—27日午後、宮城県南三陸町（AP）



両陛下、初の東北被災地ご訪問

天皇、皇后両陛下は27日、東日本大震災の被災者を見舞うため、宮城県に入り、ヘリを使って南三陸町を視察するとともに、仙台市の避難所を訪問された。両陛下が東北地方の被災地に入られたのは初めて。村井嘉浩知事らによると、両陛下は被害の大きさに驚いた様子で、ヘリの中で身を乗り出す

「前に進む」勇気 お与えに

平成23年4月28日（木）産経新聞より

東日本大震災で天皇陛下(第125代 皇紀2671年 初代神武天皇)はお言葉を述べられた。

「何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています」

明治天皇は日露戦争に際して「敷島の 大和心の雄々しさは ことある時ぞ あらはれにける」と詠まれた。

昭和天皇は敗戦の翌年の歌会始で「降り積もる み雪に耐えて 色かへぬ 松ぞ雄々しき 人もかくあれ」と敗戦後の決意を歌に託された。三代にわたって「雄々しさ」との言葉が使われた。

今上陛下が国難の今こそ「雄々しさ」との言葉を国民に伝えようとお考えになったのだと思う。

天皇皇后両陛下が被災地を回り、ガレキの山と化した現地で深々と頭を下げたお姿に感動し、その姿に多くの国民は心を打たれたと思う。

千年以上にわたり、ひたすら国民の安寧を祈り続けてきた天皇家の姿がそこにある。

平成23年7月19日「創生日本」総会資料より

日本国憲法の成立

「憲法改正草案要綱」はその後法文化の作業を加えられ、さらに山本有三や横田喜三郎らの意見を入れて現代かなづかいを採用することとなり、四月一七日、「憲法改正草案」として英訳とともに発表された。

あくまで大日本帝国憲法の改正という形式をとつたため、まず枢密院に諮詢して可決され、次に帝国議会へと提出された。昭和二年八月二十四日、衆議院は四二一対八で憲法改正を採択。あくまで天皇制廃止を主張した共産党は、反対票八票のうち六票を投じた。GHQに強要された憲法であることはすでにどの議員たちも知っている。多くの議員が無念のあまり嗚咽を漏らした。無数の嘔り吐きが議場を肅然とさせたのはこの時が初めて最後ではあるまいか。

さらに一〇月六日には貴族院でも可決された。かつて近衛とともに憲法案を作成した佐々木惣一は当時貴族院議員であったが、「たとえ死刑になっても」と、賛成の起立を拒んだ。こうして昭和二年一月三日、日本国憲法は公布され、翌年五月三日施行された。

北康利「白州次郎 占領を背負った男」より

国のかたちを考える

憲法(1)

日本大学教授 百地章

今回の大震災後、天皇皇后両陛下は何度も被災地を訪問され、被災民を親しくねぎらい励まされ、国民もこれに感動し勇気づけられた。

このような政治家にはできない皇室の大きな役割についても、「象徴行為」などの形で憲法に明記すべきではなからうか。

平成二十三年六月二十一日 『自由民主』より

日本国憲法の改正を考える

○他国の憲法改正（1945年 第2次世界大戦終結以降）

ドイツ	60回	アメリカ	6回
イタリア	16回	韓国	9回
フランス	27回	中国	9回

○米国が作成した憲法

米国GHQによって、昭和21年2月4日～12日までのわずか9日間に英語でつくられたもの。
※憲法制定 昭和21年11月3日

○新たな規定の必要性

家族・環境権・プライバシー権・犯罪被害者の権利・天皇陛下の新たな役割（「象徴行為」など）

○非常事態条項の欠如

※1990～2008年に新憲法制定した国、スイスなど93カ国。
全ての国に非常事態条項が設置。
※災害対策基本法「災害緊急事態」布告 → 「国民の権利義務を大きく規制する」平成23年3月22日参議院政府答弁

○憲法96条の改正

憲法改正の国会発議要件を現行の「3分の2」から「過半数」に引き下げを。
→96条改正議連 超党派236名の議員

○憲法審査会

平成19年8月国会法改正で法的に設置。
衆議院 平成21年6月 設置規定制定 → 委員選任できず。
参議院 平成23年5月 設置規定制定 → 委員選任できず。
→ 衆参共に4年にわたり始動せず。
→ 平成23年10月 委員選任。
同11月 審議開始。

○憲法改正国民投票法

（平成22年5月全面施行、平成26年6月一部改正）
投票は、一部改正法施行4年後（平成30年6月）に18歳以上。それまでは20歳。
※選挙権年齢が18歳から認められる国 191カ国中176カ国（92.1%）

○憲法改正手続き

① 衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成により改正原案提出。
② 国民投票は60～180日以内に実施